

年 月 日

東京都知事 殿

組合の所在地

組 合 名

印

代表理事氏名

印

消費生活協同組合定款変更届

消費生活協同組合法第40条第8項により、令和3年3月1日付けで消費生活協同組合法が改正されたことに伴う規定の整理に係る定款変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 定款変更の条項（新旧の比較対照表を含む。）
- 総（代）会議事録の謄本

※都の模範定款例に準拠した定款の場合の例

新旧対照表

新	旧
<p>(役員の実任を追及する訴え)</p> <p>第32条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第31条の8に定めるところにより、役員の実任追及等の訴えの提起を請求することができる。</p>	<p>(役員の実任を追及する訴え)</p> <p>第32条 6か月前から組合員であった者は、この組合に対し、法第31条の6に定めるところにより、役員の実任追及等の訴えの提起を請求することができる。</p>
<p>(決算関係書類等の作成等)</p> <p>第75条 この組合は、法第31条の9第2項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成しなければならない。</p> <p>2 第1項の決算関係書類等は、法第31条の9第5項に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>3 ～ 8 (略)</p>	<p>(決算関係書類等の作成等)</p> <p>第75条 この組合は、法第31条の7第2項に定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類等(決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。)を作成しなければならない。</p> <p>2 第1項の決算関係書類等は、法第31条の7第5項に定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。</p> <p>3 ～ 8 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、総(代)会の議決のあった日(○年○月○日)より施行する。</p>	

※厚生労働省の模範定款例に準拠した定款の場合の例

新旧対照表

新	旧
<p>(役員の責任)</p> <p>第25条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ <u>法第31条の9</u> 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、(略)</p>	<p>(役員の責任)</p> <p>第25条</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ <u>法第31条の7</u> 第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、(略)</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この定款は、総(代)会の議決のあった日(○年○月○日)より施行する。</p>	